

大阪府広域緊急交通路 沿道ブロック塀等耐震化 促進事業

耐震診断・除却・新設 申請書作成の手引き

(令和4年4月)



大阪府

都市整備部事業調整室

都市防災課

耐震グループ

目次

用語の定義	1
補助金交付手続きの流れ【フロー図】	2
【◆A】 補助金交付申請書	3
【◆B】 耐震診断着手届	4 2
【◆C】 耐震診断結果報告書	4 6
【除却・新設】 工事着手届.....	4 8
【◆D】 完了実績報告書.....	5 2
【◆E】 補助金請求書.....	5 5

用語の定義

1) 広域緊急交通路

大阪府地域防災計画において定める、災害発生時に救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための道路である広域緊急交通路（約 1,200km）。ここでは、そのうち、「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪」に規定する耐震診断義務付け対象路線をいう。

2) ブロック塀等

コンクリートブロック塀、組積造（れんが塀、石積塀等）の塀をいう。

3) 通行障害既存耐震不適格ブロック塀

建築物の耐震化促進に関する法律第 5 条第 3 項第 2 号に規定するブロック塀等をいい、広域緊急交通路に接する敷地（建築物のあるものに限る。）にある当該路線に面するブロック塀等のうち、当該路線に面する部分の長さが 8 m を超え、かつ、当該道路に面する部分のいずれかの地盤面からの高さが、当該部分から当該路線の境界線までの水平距離に 2 m を加えた数値を 2.5 で除して得た数値を超えるブロック塀等で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手したものをいう。

4) 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀

広域緊急交通路に接する敷地にある当該路線に面するブロック塀等のうち、当該路線に面する部分のいずれかの道路面からの高さが、当該部分から当該路線の境界線までの水平距離に 2 m を加えた数値を 2.5 で除して得た数値を超えるブロック塀等で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手したものをいう。ただし、前号に該当するものは除く。

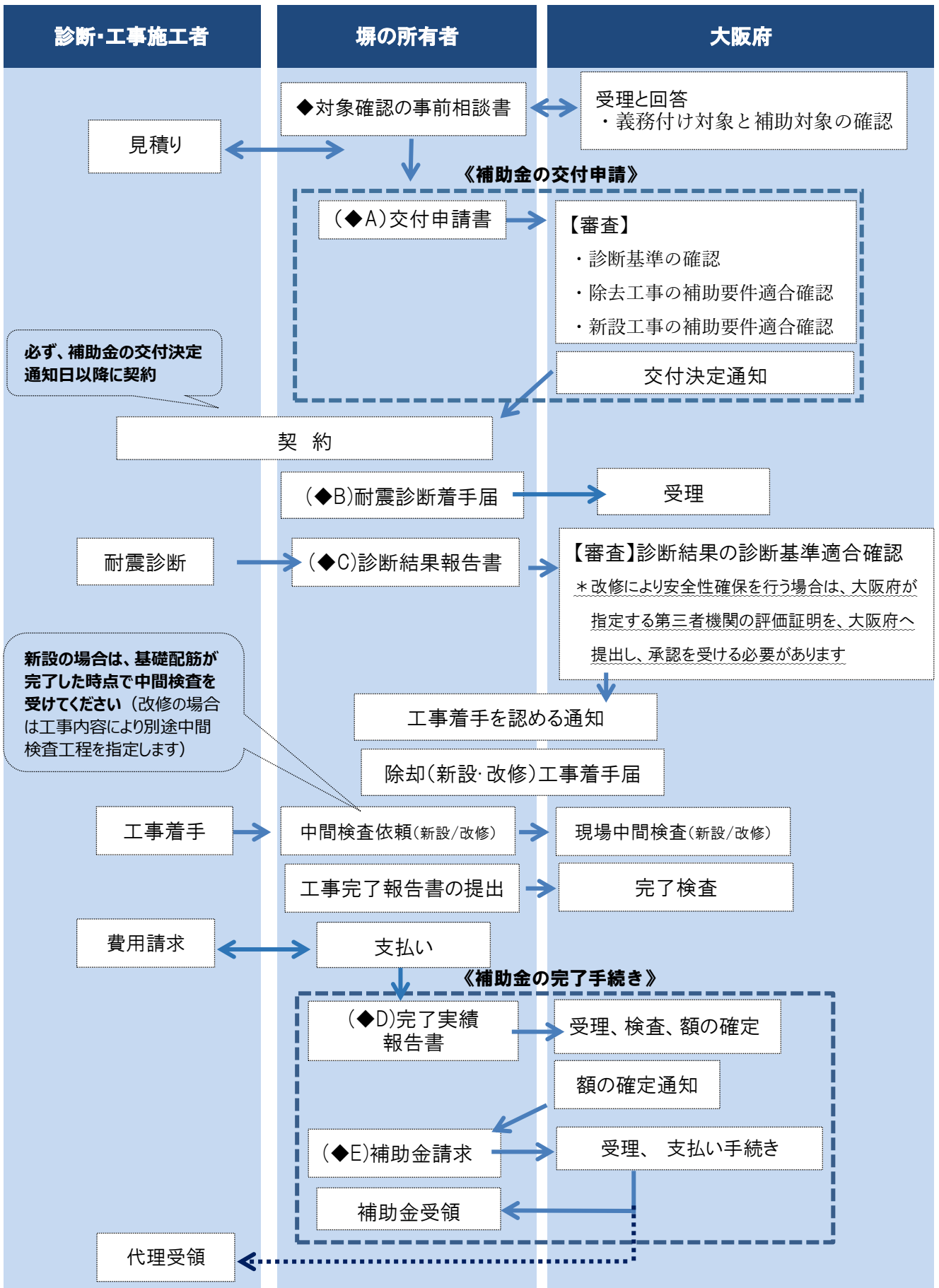
5) 耐震評価機関

ブロック塀等の耐震改修計画の評価や判定を行うための専門知識を有するとして知事が認める機関をいう。

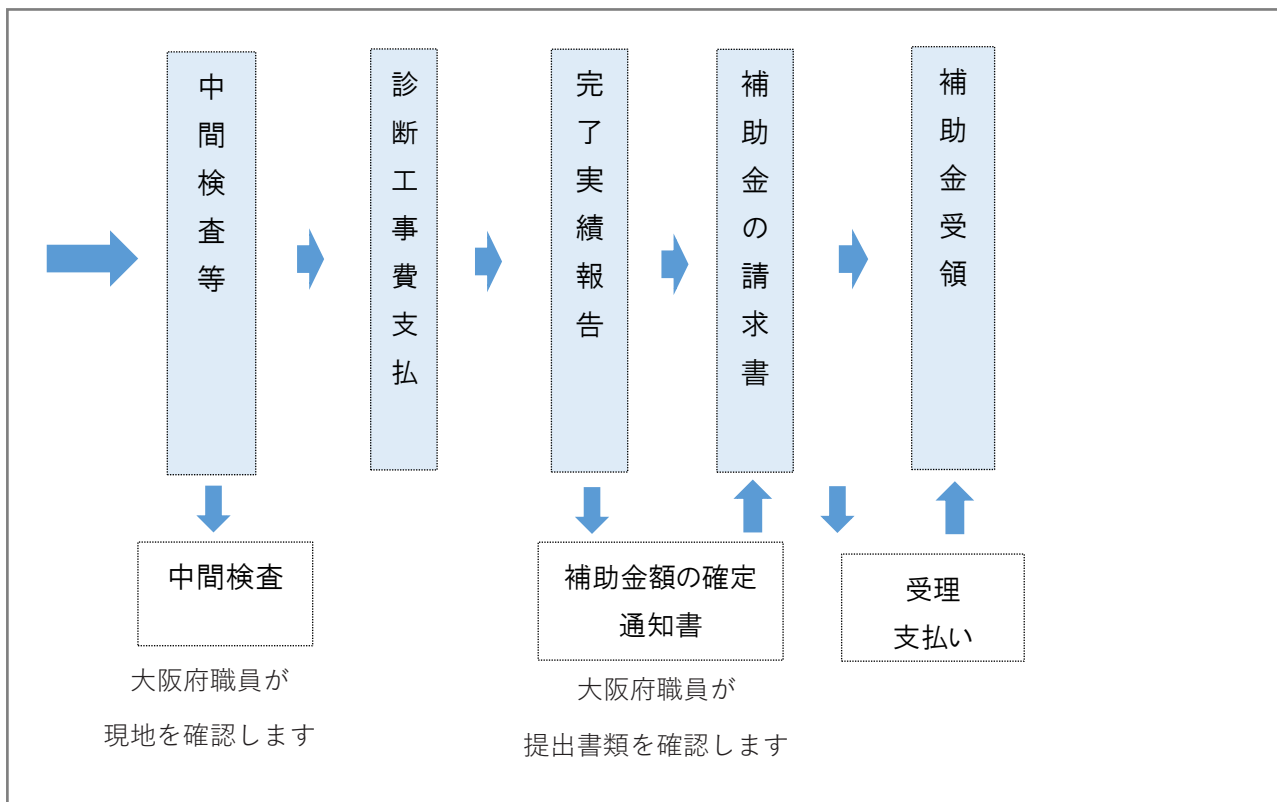
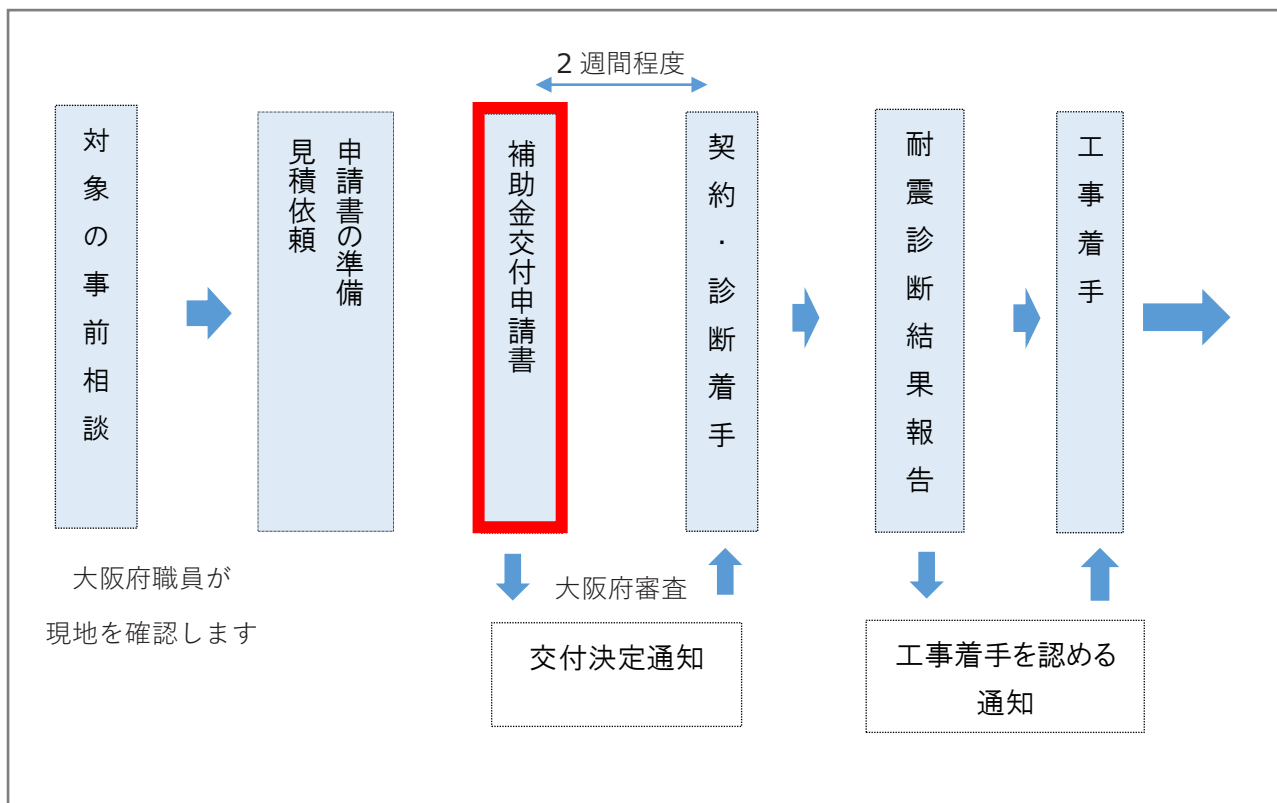
6) 補助事業者

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けようとする、又は補助金の決定を受けたブロック塀等の所有権を有する者をいう。

補助金交付手続きの流れ【フロー図】



【◆A】補助金交付申請書



補助金交付申請に必要な書類一覧【耐震診断・除却・新設】

	書類の種類	備考(確認する内容、留意事項など)
1	補助金交付申請書(様式第2号)	
2	委任状(様式第2の1号)	(申請業務を業者に代行する場合)
3	同意書(様式第2の2号)	(所有者が複数の場合)
4	申立書(様式第2の3号)	
5	付近見取り図	
6	ブロック塀の写真、写真撮影位置図	広域緊急交通路とブロック塀の位置関係が分かるもの
7	配置図・平面図・立面図・断面図	道路幅員と高さの関係を図示
8	耐震診断・工事見積書(写)	申請額の積算内訳
9	事業(耐震診断・工事)工程表	概略で可
10	法人全部事項証明書	(法人が申請者の場合)
11	【新設】誓約書(様式第2号の4)	
12	【除却・新設】工事に関する設計図書	(配置図、立面図、断面図、補強詳細図)
13	【新設】第3条第3号エの規定に適合することを示す図書	関係法令等に適合することを証明できるもの(メーカー仕様書等)
14	債主登録依頼表	
15	代理請求及び代理受領予定届出書(様式第15号)	(補助金の受理を診断業者が代理請求する場合)
16	診断技術者の資格を証する書類(写)	
ー	その他	申請内容に応じて適宜お願いする場合があります。

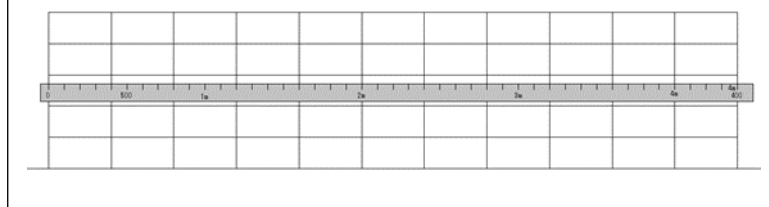
〔注〕

※1 ブロック塀の写真、写真撮影位置図

- ・ ブロック塀等の全景を、最低2方向から撮影して下さい。
- ・ 前面道路等の全景を、最低2方向から撮影して下さい。
ただし、ブロック塀等の全景写真において、前面道路の全景が映っている場合は、不要です。
- ・ また、全景写真とは別に、敷地面と道路等の地盤面からブロック塀等の頂部までの高さが分かる写真と、ブロック塀等の延長（長さ）が分かる写真を撮影して下さい。

補助対象の算定式の確認に使用するため、
メジャー等をあてて撮影した写真を提出して下さい。

〔写真例〕



※2 配置図・平面図・立面図・断面図 【様式は自由】

- ・ 補助申請を行うブロック塀等の位置を赤線等で分かるように記載して下さい。
- ・ 申請対象となるブロック塀等の平面図、立面図、断面図を添付して下さい。
- ・ 除却する範囲・新設する範囲が判るように記載して下さい。
- ・ 道路等の地盤面と敷地の地盤面に高低差がある場合、適宜、断面図にわかるように記載して下さい。
- ・ その他、必要と思われる資料を添付して下さい。

※3 耐震診断・工事見積書 【様式は自由】

- ・ 経費の内訳が分かる見積書を提出して下さい。
- ・ 申請場所と申請しようとする耐震診断の塀等の長さ等がわかるようにして下さい。
- ・ 診断業務・除却工事・新設工事も見積書を分けて添付して下さい。

※4 工事工程表 【様式は自由】

※5 塀（土地）の所有権を証する書類（1種類）

- 〔例〕
- （1）納税通知書のコピー
 - （2）建物（土地）謄本
 - （3）課税証明書
 - （4）名寄帳 等

必須書類(記入例)

様式第2号(第6条関係)

提出日

年 月 日

補助金交付申請書

大阪府知事 様

1

補助事業者 住所 大阪市住之江区南港北1-14-16

氏名 大阪 太郎

2

広域緊急交通路沿道ブロック塀等の耐震診断(除却)新設(耐震改修)について補助金の交付を受けたいので、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係図書を添えて、下記のとおり申請します。

記

3

1 事業内容	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀		
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 耐震診断 <input checked="" type="checkbox"/> 除却 <input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修		
2 申請金額	<p style="text-align: center;">¥ 719,000 円</p> <p style="text-align: center;">(内訳: 耐震診断 ¥ 51,000 円 除却 ¥ 274,000 円 新設 ¥ 394,000 円)</p>			
3 建築物概要	建築物の名称	大阪 太郎 宅		
	所在地	大阪市住之江区南港北1-345		
	塀の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 上記以外の組積造の塀 ()		
	塀の最高の高さ	地盤面から	1. 8 0 m	
		道路面から	1. 8 5 m	
	塀の長さ	1 0. 0 0 m		
建築年月	昭和 4 8 年 6 月			
4 事業実施期間	(自)	令和 3 年 8 月 1 日		
	(至)	令和 3 年 11 月 10 日		
5 備考	門扉の長さ 1.5m			

『補助金交付申請』の記載要領

- ① 住所・氏名
 - ・ 補助事業者は、ブロック塀等の所有権を有するものとする。
 - ・ 法人等の場合は、代表者を申請者とする。
 - ・ 住民票上の住所を記載する。
- ② 申請する事業内容の種別
 - ・ 今回、申請する事業内容の種別を○等で囲む。
- ③ 事業内容
 - ・ 対象を選んで、□部分をレ点もしくは塗りつぶす。
 - 通行障害既存耐震不適格ブロック塀
(耐震診断の結果報告が義務付けられているもの※)
 - 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀
(※以外のもの)
 - ・ 種別は、②で選んだ同種とする。
- ④ 申請金額
 - ・ 『申請金額の算定及び内訳 ■交付申請額の内訳』の表にある合計金額を記入。
- ⑤ 建築物概要等
 - ・ 建築物の名称について
(例) 個別住宅の場合、○○邸、○○宅 等
集合住宅の場合、○○ハイツ、○○集合住宅 等
 - ・ 所在地について
塀等がある地名地番を記入。ご注意ください。
 - ・ 塀の高さについて
一番高い部分を記入。〔敷地内からと道路面からの写真と照合〕
 - ・ 塀の長さについて
申請する塀の長さを記入。
 - ・ 築造年月について
申請する塀の築造年を記入。
(例) 昭和 56 年 5 月以前
昭和 40 年頃 等
 - ・ 事業実施期間について
期間の予定を記入。
事業開始時期 (自) 提出日から 2 週間程度は空けて記入。
事業終了時期 (至) 令和 4 年 3 月 10 日以前を記入。

必須書類(記入例)

申請金額の算定及び内訳

注)補助金交付申請書の塀の長さと同じ
 ・耐震診断は、塀部分の長さを記載
 ・塀と門扉部分は分けて記載

限度額 ①=
 塀の長さ×限度額単価

■補助対象経費の限度額の算定

種別	塀の長さ(m)	限度額単価	限度額
耐震診断(10m未満)		5,100 円/m	
耐震診断(10m以上)	10.00	48,960 円+204 円/m	51,000 円
除却	(塀) 10.00	31,000 円/m	310,000 円
	(門扉) 1.50		
新設	(塀) 10.00	43,900 円/m	439,000 円
	(門扉) 1.50		

■補助対象経費の算定

見積書の額

限度額 ①

※1

種別	実際に要する費用	限度額	補助対象経費	補助率
耐震診断	66,000 円	51,000 円	51,000 円	1/1
除却	(塀) 377,826 円	310,000 円	310,000 円	4/5
	(門扉) 40,174 円			
新設	(塀) 590,652 円	439,000 円	439,000 円	4/5
	(門扉) 124,348 円			
合計	1,199,000 円	912,350 円	906,024 円	

■交付申請額の内訳

種別	補助額
耐震診断	51,000 円
除却	(塀) 248,000 円
	(門扉) 26,000 円
新設	(塀) 351,000 円
	(門扉) 43,000 円
合計	719,000 円

【補助額】=補助対象経費×補助率
 注:除却・新設は 1,000 円未満切捨て

※1 【補助率】 参照

- 通行障害既存耐震不適格ブロック塀
 (耐震診断) 1/1
 (除却・新設) 4/5
 ただし、門扉の除却・新設は、2/3
- 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀
 (耐震診断) 2/3
 (除却・新設) 2/3

補助金交付申請書(様式第2号)へ転記

(算定方法) ・耐震診断の場合:参照ページ 10ページから15ページ
 ・除却・新設の場合:参照ページ 16ページから24ページ

補助資料（見積書諸経費按分）様式は自由(記入例)

■『補助資料』（例）塀・門扉等の工事を行う場合、長さで諸経費を按分する

	除却工事			新築工事		
	見積金額 (円)	塀 (10m) (円)	門扉(1.5m) (円)	見積金額 (円)	塀 (10m) (円)	門扉 (1.5m) (円)
直工費	330,000	300,000	30,000	550,000	450,000	100,000
諸経費	50,000	43,478	6,522	100,000	86,956	13,044
小 計	380,000	343,478	36,522	650,000	536,956	113,044
消費税	38,000	34,348	3,652	65,000	53,696	11,304
合 計	418,000	377,826	40,174	715,000	590,652	124,348

【灰色部分】除却工事

塀 : $50,000 \text{ 円} \times 10\text{m} \div (10\text{m}+1.5\text{m})=43,478 \text{ 円}$

門扉: $50,000 \text{ 円} \times 1.5\text{m} \div (10\text{m}+1.5\text{m})= 6,522 \text{ 円}$

【灰色部分】新設工事

塀 : $100,000 \text{ 円} \times 10\text{m} \div (10\text{m}+1.5\text{m})=86,956 \text{ 円}$

門扉: $100,000 \text{ 円} \times 1.5\text{m} \div (10\text{m}+1.5\text{m})=13,044 \text{ 円}$

必須書類(記入例)耐震診断部分

申請金額の算定及び内訳

■補助対象経費の限度額の算定

補助金交付申請書の塀の長さと同じ

$$\text{限度額} = 48,960 \text{ 円} + 10.00\text{m} \times 204 \text{ 円} = 51,000 \text{ 円} \cdots \text{①}$$

種別	塀の長さ (m)	限度額単価	限度額
耐震診断(10m未満)		5,100 円/m	
耐震診断(10m以上)	10.00	48,960 円 + 204 円/m	51,000 円
除却		31,000 円/m	
新設		43,900 円/m	

■補助対象経費の算定

見積書の額

限度額 ①

※1

種別	実際に要する費用	限度額	補助対象経費	補助率
耐震診断	66,000 円	51,000 円	51,000 円	100%
除却				
新設				
補助対象経費は、実際に要する費用と限度額の低い方を記載				
合計	66,000 円	51,000 円	51,000 円	

■交付申請額の内訳

$$\text{【補助額】} = \text{補助対象経費} \times \text{補助率} = 51,000 \text{ 円} \times 100\% = 51,000 \text{ 円}$$

種別	補助額
耐震診断	51,000 円
除却	
新設	
合計	51,612 円

※1 【補助率】 参照

- 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 (耐震診断) 1/1 (100%)
- 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀 (耐震診断) 2/3 (66%)

補助金交付申請書(様式第2号)へ転記

必須書類（必要事項が記載されていれば、様式は自由）〈参考〉

(必要事項)見積書の作成日

年 月 日

大阪 太郎・大阪 花子 様

見 積 書

(必要事項)補助事業者(全員)
の氏名

(必要事項)
見積作成業者の住所・会社名

作成者

業務場所がわかるように記入願います。

業務場所： 大阪市住之江区南港北1-3-4-5

業務概要： コンクリートブロック塀 耐震診断

見積金額： ￥66,000-

有効期限： 90日迄

(必要事項)

業務場所
業務概要
見積金額
内訳書
業務範囲(長さ等)

〈内訳〉

名称・仕様等	数慮	単位	金額	備考
耐震診断(10m) 報告書	1	式	60,000円	
消費税			6,000円	
契約見積金額 合計(消費税込)			66,000円	

『申請金額の算定及び内訳』の記載要領(耐震診断部分)

■補助対象経費の限度額の算定

種別	塀の長さ(m) 【A】	限度額単価 【B】	限度額 【C】
耐震診断(10m未満)	(あ)	5,100 円/m	(う)
耐震診断(10m以上)	(い)	48,960 円+204 円/m	(え)
除 却		31,000 円/m	
新 設		43,900 円/m	

- ① 塀の長さ【A】について、補助金交付申請書の塀の長さ（メートル）を記入。
長さ（メートル）は、小数点2桁（センチメートル）まで記入。

（例） 塀の長さが13メートルの場合、13.00

塀の長さが1272センチメートルの場合、12.72 等

- ・塀の長さが10メートル未満の場合は、（あ）欄に長さ（メートル）を記入。
- ・塀の長さが10メートル以上の場合は、（い）欄に長さ（メートル）を記入。

- ② 限度額【C】について、【A】×【B】で計算し、小数点以下切捨て。

（例）

※ 塀の長さが、7.12メートルの場合

【B】は、5,100 円/m

限度額 = 【A】×【B】 = 7.12(メートル)×5100 円/m = 36,312 円となり、

（う）欄に36,312 円を記入。

※ 塀の長さが、13.00メートルの場合

【B】は、48,960 円+204 円/m

限度額 = 【A】×【B】 = 13.00 (メートル) × 204 円/m + 48,960 = 51,612 円となり、

（え）欄に51,612 円を記入。



記入例の塀の長さは、13メートルであるので【補助金対象経費の限度額の算定】は、8ページのとおり

種別	塀の長さ(m)	限度額単価	限度額
耐震診断(10m未満)		5,100 円/m	
耐震診断(10m以上)	13.00	48,960 円+204 円/m	51,612 円
除 却		31,000 円/m	
新 設		43,900 円/m	

■補助対象経費の算定

(補助対象経費の限度額の算定)

種別	塀の長さ(m) 【A】	限度額単価 【B】	限度額 【C】
耐震診断(10m未満)	(あ)	5,100 円/m	(う)
耐震診断(10m以上)	(い)	48,960 円+204 円/m	(え)
除 却		31,000 円/m	
新 設		43,900 円/m	

(補助対象経費の算定)

種別	実際に要する費用 【D】	限度額 【E】	補助対象経費 【F】	補助率 【G】
耐震診断	(お)	(か)	(き)	(く)
除 却				
新 設				

- ① 実際に要する費用【D】について、(お)欄に見積金額を記入。
 - ・補助事業者が、消費税仕入額控除を行わない場合、見積書(消費税込み)の金額を記入。
 - ・補助事業者が、消費税仕入額控除を行う場合は、見積書(消費税抜き)の金額を記入。

(32 ページ参照)
- ② 限度額【E】について、補助対象経費の限度額の算定の限度額(う)または(え)の記載額を(か)に記入。
- ③ 補助対象経費【F】について、(お)と(か)の低いほうを(き)欄に記入。
- ④ 補助率【G】について、下記の表の補助率【F】欄の数字を(く)欄に記入。

塀の種類 (申請書の事業内容の対象)	事業種別	補助率【F】
通行障害既存耐震不適格ブロック塀	耐震診断	1/1 または 100%
要安全確認既存耐震不適格ブロック塀	耐震診断	2/3

■ 交付申請額の内訳

(補助対象経費の算定)

種別	実際に要する費用 【D】	限度額 【E】	補助対象経費 【F】	補助率 【G】
耐震診断	(お)	(か)	(き)	(く)
除 却				
新 設				

(交付申請額の内訳)

種別	補助額 【H】
耐震診断	(け)
除 却	
新 設	
合 計	(こ)

$$\text{補助額【H】} = \text{補助対象経費【F】} \times \text{補助率【G】}$$

- ① 補助額【H】について、(補助対象経費の算定)の補助対象経費に補助率をかけた額を記入。
- (例) 通行障害既存耐震不適格ブロック塀の長さ 13メートルで見積金額(税込) 66,000円の場合
- ・実際に要する費用(お)は、66,000円
 - ・限度額(か)は、51,612円〔48,960円+204×13メートル=51,612円〕
 - ・補助対象経費(き)は、低いほうの51,612円〔66,000円>51,612円〕
 - ・補助率(く)は、100%〔通行障害既存耐震不適格ブロック塀〕
 - ・補助額(け)は、51,612円〔(き)×(く)=51,612円×100%〕
 - ・合計(こ)は、合計額を記入

(補助対象経費の算定)

種別	実際に要する費用 【D】	限度額 【E】	補助対象経費 【F】	補助率 【G】
耐震診断	66,000円	51,612円	51,612円	100%

(交付申請額の内訳)

種別	補助額 【H】
耐震診断	51,612円
除 却	
新 設	
合 計	51,612円

$$\text{補助額【H】} = \text{補助対象経費【F】} \times \text{補助率【G】}$$

消費税仕入額控除※を行う事業者の場合

■ 交付申請額の内訳

※ 32 ページ参照

(補助対象経費の算定)

種別	実際に要する費用 【D】	限度額 【E】	補助対象経費 【F】	補助率 【G】
耐震診断	(お)	(か)	(き)	(く)
除 却				
新 設				

(交付申請額の内訳)

種別	補助額 【H】
耐震診断	(け)
除 却	
新 設	
合 計	(こ)

$$\text{補助額【H】} = \text{補助対象経費【F】} \times \text{補助率【G】}$$

② 補助額【H】について、(補助対象経費の算定)の補助対象経費に補助率をかけた額を記入。

(例) 通行障害既存耐震不適格ブロック塀の長さ13メートル見積金額(税込)66,000円の場合

- ・実際に要する費用(お)は、税抜き額60,000円
- ・限度額(か)は、51,612円〔48,960円+204×13メートル=51,612円〕
- ・補助対象経費(き)は、低いほうの51,612円〔60,000円>51,612円〕
- ・補助率(く)は、100%〔通行障害既存耐震不適格ブロック塀〕
- ・補助率(け)は、51,612円〔(き)×(く)=51,612円×100%〕
- ・合計(こ)は、合計額を記入

(補助対象経費の算定)

種別	実際に要する費用 【D】	限度額 【E】	補助対象経費 【F】	補助率 【G】
耐震診断	60,000円	51,612円	51,612円	100%

(交付申請額の内訳)

種別	補助額 【H】
耐震診断	51,612円
除 却	
新 設	
合 計	51,612円

$$\text{補助額【H】} = \text{補助対象経費【F】} \times \text{補助率【G】}$$

必須書類(記入例)除却・新設部分

申請金額の算定及び内訳

■補助対象経費の限度額の算定

補助金交付申請書の
塀の長さと同じ

限度額 = 塀の長さ × 限度額単価

種別	塀の長さ(m)	限度額単価	限度額
耐震診断(10m未満)		5,100 円/m	
耐震診断(10m以上)		48,960 円 + 204 円/m	
除却 (塀)	10.00	31,000 円/m	310,000 円
(門扉)	1.50		46,500 円
新設 (塀)	10.00	43,900 円/m	439,000 円
(門扉)	1.50		65,850 円

■補助対象経費の算定

見積書の費用

種別	実際に要する費用	限度額	補助対象経費	補助率
耐震診断				
除却 (塀)	377,826 円	310,000 円	310,000 円	4/5
(門扉)	40,174 円	46,500 円	40,174 円	2/3
新設 (塀)	590,652 円	439,000 円	439,000 円	4/5
(門扉)	124,348 円	65,850 円	65,850 円	2/3
合計	1,133,000 円	861,350 円	855,024 円	

■交付申請額の内訳

補助対象経費は、実際に要する費用と限度額の低い方を記載

種別	補助額
耐震診断	
除却 (塀)	248,000 円
(門扉)	26,000 円
新設 (門)	351,000 円
(門扉)	43,000 円
合計	668,000 円

【補助額】= 補助対象経費 × 補助率

1,000 円未満切り捨て

※1 【補助率】

- 通行障害既存耐震不適格ブロック塀
(除却・新設等) 4/5 (80%)
- 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀
(除却・新設等) 2/3 (66%)

補助金交付申請書(様式第2号)へ転記

補助資料（見積書諸経費按分）様式は自由(記入例)

■『補助資料』（例）塀・門扉等の工事を行う場合、長さで諸経費を按分する

	撤去工事			新築工事		
	見積金額 (円)	塀 (10m) (円)	門扉(1.5m) (円)	見積金額 (円)	塀 (10m) (円)	門扉 (1.5m) (円)
直工費	330,000	300,000	30,000	550,000	450,000	100,000
諸経費	50,000	43,478	6,522	100,000	86,956	13,044
小 計	380,000	343,478	36,522	650,000	536,956	113,044
消費税	38,000	34,348	3,652	65,000	53,696	11,304
合 計	418,000	377,826	40,174	715,000	590,652	124,348

(見積書 (例))

名称・仕様等	数慮	単位	金額	備考
① コンクリートブロック塀撤去工事				
コンクリートブロック塀 (10m) 撤去	1	式	300,000 円	処分費共
門扉 (1.5m) 撤去	1	式	30,000 円	処分費共
諸経費	1	式	50,000 円	
計			380,000 円	
② 目隠しフェンス設置工事				
目隠しフェンス (10m) 塀設置	1	式	350,000 円	材工共
フェンス基礎 (RC 製) 工事	1	式	100,000 円	材工共
門扉 (1.5m) 設置	1	式	50,000 円	材工共
門扉基礎 (RC 製) 工事	1	式	50,000 円	材工共
諸経費	1	式	100,000 円	
計			650,000 円	
合計			1,030,000 円	
消費税			103,000 円	
契約見積金額 合計 (消費税込)			1,133,000 円	

『申請金額の算定及び内訳』の記載要領（除却・新設部分）

■ 見積書を確認して、実際の要する費用の値を算定する。

〔注〕 補助対象経費（除却に要する費用、新設による費用）以外が含まれている場合はその部分は除いて算定する。

・カーブミラー、ポスト等の撤去費用は、補助対象外。

・表札、ポスト等の新設費用は、補助対象外。

（例） 下記の見積書の場合、実際に要する費用の算定を行う。

名称・仕様等	数慮	単位	金額	備考
コンクリートブロック塀撤去工事				
〔1〕 コンクリートブロック塀（10m）撤去	1	式	300,000円	処分費共
〔2〕 門扉（1.5m）撤去	1	式	30,000円	処分費共
〔3〕 諸経費	1	式	50,000円	
合計			380,000円	
消費税			38,000円	
契約見積金額	合計（消費税込）		418,000円	

① 『〔3〕 諸経費』は、『〔1〕 コンクリートブロック塀（10m）撤去』と『〔2〕 門扉（1.5m）撤去』の諸経費のため、按分する必要がある。

② 限度額の算定が塀等の長さのため、按分は撤去する塀等の長さに按分する。

③ 〔3〕 諸経費 50,000円 = 【〔1〕の諸経費（A）】 + 【〔2〕の諸経費（B）】

$$(A) : (B) = 10m : 1.5m = 20:3$$

$$(A) = [3] \times 20/23 = 50,000 \text{円} \times 20/23 = 43,478 \text{円}$$

$$(B) = [3] \times 3/23 = 50,000 \text{円} \times 3/23 = 6,522 \text{円}$$

④ 工事費の値を求める

$$〔1〕の工事費 = 〔1〕 + (A) = 300,000 \text{円} + 43,478 \text{円} = 343,478 \text{円}$$

$$〔2〕の工事費 = 〔2〕 + (B) = 30,000 \text{円} + 6,522 \text{円} = 36,522 \text{円}$$

⑤ 消費税込みの費用の値を求める

撤去工事	見積金額（円）	塀（10m）（円）	門扉（1.5m）（円）
直工費	330,000	300,000	30,000
諸経費	50,000	43,478	6,522
小計	380,000	343,478	36,522
消費税	38,000	34,348	3,652
合計	418,000	377,826	40,174

■補助対象経費の限度額の算定

種別	塀の長さ(m) 【A】	限度額単価 【B】	限度額 【C】
耐震診断(10m未満)		5,100 円/m	
耐震診断(10m以上)		48,960 円+204 円/m	
除 却	(あ)	31,000 円/m	(か)
	(い)		(き)
新 設	(う)	43,900 円/m	(く)
	(え)		(け)

③ 塀の長さ【A】について、補助金交付申請書の塀の長さ（メートル）を記入。

長さ（メートル）は、小数点2桁（センチメートル）まで記入。

（例） 塀の長さが13メートルの場合、13.00

塀の長さが1272センチメートルの場合、12.72 等

・塀等を除却（撤去）する場合は、撤去する長さを（あ）（い）欄に記入。

（例）ブロック塀10メートル、門1.5メートル除却（撤去）する場合

（あ）欄に〔(塀) 10.00m〕、（い）欄に〔(門) 1.50m〕を記入

・塀等を新設する場合は、新設する長さを（う）（え）欄に記入。

（例）フェンス塀10メートル、門1.5メートル新設する場合

（う）欄に〔(塀) 10.00m〕、（え）欄に〔(門扉) 1.50m〕を記入

④ 限度額【C】について、【A】×【B】で計算し、小数点以下切捨て。

（例）

※ 塀の除却（撤去）の長さが、7.12メートルの場合

【B】は、31,000 円/m

限度額 = 【A】 × 【B】 = 7.12(メートル) × 31,000 円/m = 220,720 円となり、

（か）欄に〔220,720 円〕を記入。

※ 塀の新設の長さが、13.00メートルの場合

【B】は、43,900 円/m

限度額 = 【A】 × 【B】 = 13.00 (メートル) × 43,900 円/m = 570,700 円となり、

（く）欄に〔570,700 円〕を記入。

(例)

除却するブロック塀 10メートル、塀に附属する扉門 1.5メートルも除却を行い、
塀 10メートルと扉門 1.5m を新設する場合。

(あ) 欄に [(塀) 10.00m] (い) 欄に [(門扉) 1.50m]

(う) 欄に [(塀) 10.00m]、(え)欄に [(門扉) 1.50m]

(か) 欄に (あ) × 31,000 円/m = 10m × 31,000 円/m = 310,000 円

(き) 欄に (い) × 31,000 円/m = 1.5m × 31,000 円/m = 46,500 円

(く) 欄に (う) × 43,900 円/m = 10m × 43,900 円/m = 439,000 円

(け) 欄に (え) × 43,900 円/m = 1.5m × 43,900 円/m = 65,850 円



(補助対象経費の限度額の算定)

種別	塀の長さ(m) 【A】	限度額単価 【B】	限度額 【C】
耐震診断(10m未満)		5,100 円/m	
耐震診断(10m以上)		48,960 円 + 204 円/m	
除 却	(塀) 10.00	31,000 円/m	310,000 円
	(門扉) 1.50		46,500 円
新 設	(塀) 10.00	43,900 円/m	439,000 円
	(門扉) 1.50		65,850 円

■補助対象経費の算定

(補助対象経費の限度額の算定)

種別	堀の長さ(m) 【A】	限度額単価 【B】	限度額 【C】
耐震診断(10m未満)		5,100 円/m	
耐震診断(10m以上)		48,960 円+204 円/m	
除却 (堀) (門扉)	(あ)	31,000 円/m	(か)
	(い)		(き)
新設 (堀) (門扉)	(う)	43,900 円/m	(く)
	(え)		(け)

(補助対象経費の算定)

種別	実際に要する費用 【D】	限度額 【E】	補助対象経費 【F】	補助率 【G】
耐震診断				
除却 (堀) (門扉)	(さ)	(か)	(た)	(な)
	(し)	(き)	(ち)	
新設 (堀) (門扉)	(す)	(く)	(つ)	(に)
	(せ)	(け)	(て)	
合計				

- ⑤ 実際に要する費用【D】について、(さ)欄から(せ)欄に見積金額を記入。
 ・補助事業者が、消費税仕入額控除を行わない場合、見積書(消費税込み)の金額を記入。
 ・補助事業者が、消費税仕入額控除を行う場合は、見積書(消費税抜き)の金額を記入。
 (32 ページ参照)
- ⑥ 限度額【E】について、補助対象経費の限度額の算定の限度額(か)欄から(け)欄の記載額を記入。
- ⑦ 補助対象経費【F】について、【D】と【E】の低いほうの額を記入。
- ⑧ 補助率【G】について、下記の表から該当する補助率を(な)、(に)欄に記入。

堀の種類 (申請書の事業内容の対象)	事業種別	補助率【F】
通行障害既存耐震不適格ブロック堀	除却又は新設	4/5
	門扉の除却又は新設	2/3
要安全確認既存耐震不適格ブロック堀	除却又は新設	2/3

■ 交付申請額の内訳

(補助対象経費の算定)

種別	実際に要する費用 【D】	限度額 【E】	補助対象経費 【F】	補助率 【G】
耐震診断				
除却 (塀) (門扉)	(さ) (し)	(か) (き)	(た) (ち)	(な)
新設 (塀) (門扉)	(す) (せ)	(く) (け)	(つ) (て)	(に)
合 計				

(交付申請額の内訳)

種別	補助額 【H】
耐震診断	
除 却 (塀) (門扉)	(は) (ま)
新 設 (塀) (門扉)	(や) (ら)
合 計	(わ)

補助額【H】 = 補助対象経費【F】 × 補助率【G】
千円未満切捨て

③ 補助額【H】について、(補助対象経費の算定)の補助対象経費に補助率をかけた額に
千円未満を切捨ての値を記入。

(例1) 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 13m(見積金額(税込) 330,000円)を除却の場合

- ・実際に要する費用(さ)は、330,000円
- ・限度額(か)は、403,000円〔13メートル×31,000円/m=403,000円〕
- ・補助対象経費(た)は、低いほうの330,000円〔403,000円>330,000円〕
- ・補助率(な)は、4/5〔通行障害既存耐震不適格ブロック塀〕
- ・補助額(は)は、264,000円〔(た)×(な)=330,000円×4/5〕(千円未満切捨て)
- ・合計(わ)は、合計額を記入

(補助対象経費の算定)

種別	実際に要する費用	限度額	補助対象経費	補助率
除却 (塀)	330,000円	403,000円	330,000円	4/5

(交付申請額の内訳)

種別	補助額【H】
除 却	264,000円
合 計	264,000円

(例2) 消費税仕入控除を行う事業者の場合

通行障害既存耐震不適格ブロック塀 13m(見積金額 (税込) 330,000 円)の除却を行う。

- ・実際に要する費用(さ)は、消費税抜きの値 300,000 円
- ・限度額(か)は、403,000 円〔13メートル×31,000 円/m=403,000 円〕
- ・補助対象経費(た)は、低いほうの 300,000 円〔403,000 円>300,000 円〕
- ・補助率(な)は、4/5〔通行障害既存耐震不適格ブロック塀〕
- ・補助額(は)は、240,000 円〔(た) × (な) = 300,000 円×4/5〕(千円未満切捨て)
- ・合計(わ)は、合計額を記入

(補助対象経費の算定)



種別	実際に要する費用	限度額	補助対象経費	補助率
除却(塀)	300,000 円	403,000 円	300,000 円	4/5

種別	補助額【H】
除 却	240,000 円
合 計	240,000 円

必須書類（必要事項が記載されていれば、様式は自由）〈参考〉

大阪 太郎・大阪 花子 様

見積書の作成日

年 月 日

見積書

補助事業者(全員)の氏名

工事する場所がわかるように記載

作成者

見積作成業者の住所・会社名

工事場所: 大阪市住之江区南港北 1-345

工事概要: コンクリートブロック塀(10m、門 1.5m)撤去工事
目隠しフェンス(10m、門 1.5m)設置工事

見積金額: ￥1,133,000—

有効期限: 90 日迄

〈内訳〉

名称・仕様等	数慮	単位	金額	備考
③ コンクリートブロック塀撤去工事				
コンクリートブロック壁(10m)撤去	1	式	300,000 円	処分費共
門扉(1.5m)撤去	1	式	30,000 円	処分費共
諸経費	1	式	50,000 円	
計			380,000 円	
④ 目隠しフェンス設置工事				
目隠しフェンス(10m)設置	1	式	350,000 円	材工共
フェンス基礎(RC 製)工事	1	式	100,000 円	材工共
門扉(1.5m)設置	1	式	50,000 円	材工共
門扉基礎(RC 製)工事	1	式	50,000 円	材工共
諸経費	1	式	100,000 円	
補助対象外工事と補助 対象工事と分けて記載				
計			650,000 円	
合計			1,030,000 円	
消費税			103,000 円	
契約見積金額 合計(消費税込)			1,133,000 円	

申請手続きを代理人が行う場合のみ必要(記入例)

様式第2号の1

委任状を作成した日付

年 月 日

委 任 状

大阪府知事 様

代理人の住所・氏名

代 理 人

住 所 大阪市中央区大手前2丁目1-1

氏 名 大手前 咲

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委 任 事 項

「大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金」に係る交付申請から事業完了までの書類の提出、修正及び通知書等の各種書類の受領に関すること

所 在 地： 大阪市住之江区南港北1-345

実施場所を記入(様式第2号と同じ場所『地名地番』)

補助事業者

住 所 大阪市住之江区南港北1-14-16

氏 名 大阪 太郎

委任者(申請者)の
住所・氏名

補助事業者（ブロック塀等の所有者）が複数の場合のみ必要（記入例）

様式第2号の2

同意書を作成した日付

年 月 日

同 意 書

大阪府知事 様

代表者の氏名

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、代表申請者と協力して同要綱に定める事項を責任を持って遂行することを誓約するとともに、同要綱に基づく権利、義務及び手続等のすべての事柄について、**大阪 太郎**氏を代表申請者とすることに同意いたします

なお、同要綱に基づき、代表申請者が受領した補助金の返還を求められた場合、当該返還義務については、私儀も代表申請者と連携してその責任を負うものとします。

所有者

住 所 **大阪市住之江区南港北 1 - 14 - 16**

氏 名 **大阪 花子**

代表者以外の補助事業者
の住所・氏名
※補助事業者が複数の場
合は、代表申請者を除く補
助事業者の全員の同意書
としてください。

〔注〕同意書に代わるものとして、

※ 分譲マンション等の管理組合の場合

管理組合の規約と耐震診断等の実施を決議したことを証する書類を提出

※ 法人の場合

法人全部事項証明書を提出

年 月 日

大阪府知事 様

提出日を記入

誓 約 書

申請者は、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

補助金を受けて新設する塀等については、新設工事請負業者から安全性に問題が無い旨の説明を受けています。また、補助金の交付を受け築造した塀等は適切に維持管理を行います。さらに、当該塀等を譲渡する場合は、譲渡する者に対して、この要綱に基づいて協議した事項を周知し、継承させます。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、申請者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪府から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

補助事業者

住所 大阪市住之江区南港北1-14-16

氏名 大阪 太郎

補助事業者の住所・氏名

必須書類（記入例）

様式第2号の3

(1面)

申立書

(表面)です
裏面と合わせて両面コピーで
提出願います

大阪府知事 様

1. 補助対象者要件について

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱に定める補助金の交付申請を行うにあたり、私は、以下の内容について申立てます。

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

内容確認のうえ、記載願います

申立事項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団 、同法第2条第6号に規定する 暴力団員 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する 暴力団密接関係者 である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団 又は 暴力団員 を利用するなどしている。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	暴力団 又は 暴力団員 に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に 暴力団 の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	暴力団 又は 暴力団員 であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
5	暴力団 又は 暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	(事業者においては、)次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。) ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
9	規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ

※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。

この書類は両面コピーで
提出

(裏面)です
表面と合わせて両面コピーで提出願います。

様式第2号の3

(2面)
申立書

2. 消費税仕入額控除について

※以下を確認し、どちらかにレ点チェックを記入してください。

私は、消費税仕入額控除を行う事業者であることを申立てます。

私は、消費税仕入額控除を行わない事業者であることを申立てます。

なお、消費税仕入控除を行うこととなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。また、届出が額の確定後となった場合には、その額を返還します。

消費税を免除されている事業者以外は、記入例のとおり

年 月 日

申立書を記入した日付

補助事業者 住所 大阪市住之江区南港北1-14-16
氏名 大阪 太郎
生年月日 昭和33年3月3日

補助事業者(代表者)の住所・氏名・生年月日

(参考)

大阪府補助金交付規則 (抜粋)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 二 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者
 - ロ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
 - ハ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者
- 三 間接補助金 府以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金の交付の目的に従って交付するものをいう。
- 四 間接補助事業 間接補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 五 間接補助事業者 間接補助事業を行う者をいう。ただし、第二号イからハまでのいずれかに該当する者を除く。

この書類は両面コピーで
提出

補助事業者（ブロック塀等の所有者）が分譲マンションの場合のみ必要(記入例)

申 立 書

大阪府知事 様

1. 補助対象者要件について

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱に定める補助金の交付申請を行うにあたり、当管理組合員は、以下の内容について申立てます。

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申 立 事 項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団 、同法第2条第6号に規定する 暴力団員 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する 暴力団密接関係者 である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団 又は 暴力団員 を利用するなどしている。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	暴力団 又は 暴力団員 に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に 暴力団 の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	暴力団 又は 暴力団員 であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
5	暴力団 又は 暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	(事業者においては、)次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。) ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
9	規則第2条第2号イ～ハマまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ

※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。

(裏面)です
表面と合わせて両面コピーで提出願います。

様式第2号の3

(2面)
申立書

2. 消費税仕入額控除について

※以下を確認し、どちらかにレ点チェックを記入してください。

- 当管理組合は、消費税仕入額控除を行う事業者であることを申立てます。
- 当管理組合は、消費税仕入額控除を行わない事業者であることを申立てます。
- なお、消費税仕入控除を行うこととなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。また、届出が額の確定後となった場合には、その額を返還します。

消費税を免除されている事業者以外は、記入例のとおり

年 月 日

申立書を記入した日付

補助事業者 住所 大阪市住之江区南港北1-14-16
氏名 大阪 太郎
生年月日 昭和33年3月3日

補助事業者(代表者)の住所・氏名・生年月日

(参考)

大阪府補助金交付規則 (抜粋)

- 第二条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
 - 二 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者
 - ロ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
 - ハ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者
 - 三 間接補助金 府以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金の交付の目的に従って交付するものをいう。
 - 四 間接補助事業 間接補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
 - 五 間接補助事業者 間接補助事業を行う者をいう。ただし、第二号イからハまでのいずれかに該当する者を除く。

この書類は両面コピーで
提出

(参考)

【消費税仕入税額控除とは】

消費税仕入税額控除というのは、簡単にいうと、売上代金として受け取った消費税額から、仕入れ代金として支払った消費税額を差し引いて納税するものである。

補助事業等を実施する過程において消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れを行うときには、仕入れ先に対し消費税相当額を含む支払を行うが、事業主体の性格等によっては、確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税納付額から控除できる場合がある。

【消費税仕入税額控除を行う事業者の場合】

- ① 申立書の〔 消費税仕入額控除を行う事業者であることを申立てます。〕にチェックします。
(28 ページ、30 ページ「2. 消費税仕入れ額控除について」を参照)
- ② 申請金額の算定及び内訳において、実際に要する費用は、見積書の消費税抜きの値を記入する。
(15 ページ、23 ページを参照)

代理請求する場合のみ必要(記入例)

様式第 15 号 (第 18 条関係)

年 月 日

代理請求及び代理受領予定届出書

提出日を記入

大阪府知事 様

補助事業者の住所・氏名

補助事業者 住所 大阪市住之江区南港北 1 - 14 - 16

氏名 大阪 太郎

私は、補助事業を実施するにあたり、補助事業に要した費用から補助金を差し引いた額を下記耐震事業者に支払い、補助金の受領は当該耐震事業者に委任する予定であるため、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定により、届出します。

記

事業内容	対象	<input type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀
	種別	<input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修
建築物の名称		
所在地		
塀の種類		
事業費		
申請金額		

上記権限の委任を受けることを承諾します。

補助金交付申請書と「同一」の内容を記載

受任者(耐震事業者)

住所

名称

代表者氏名

耐震業者〔耐震診断・除却等を行う事業者〕の住所・名称・代表者

※補助事業者(管理組合の場合は理事長)の本人確認が必要です。

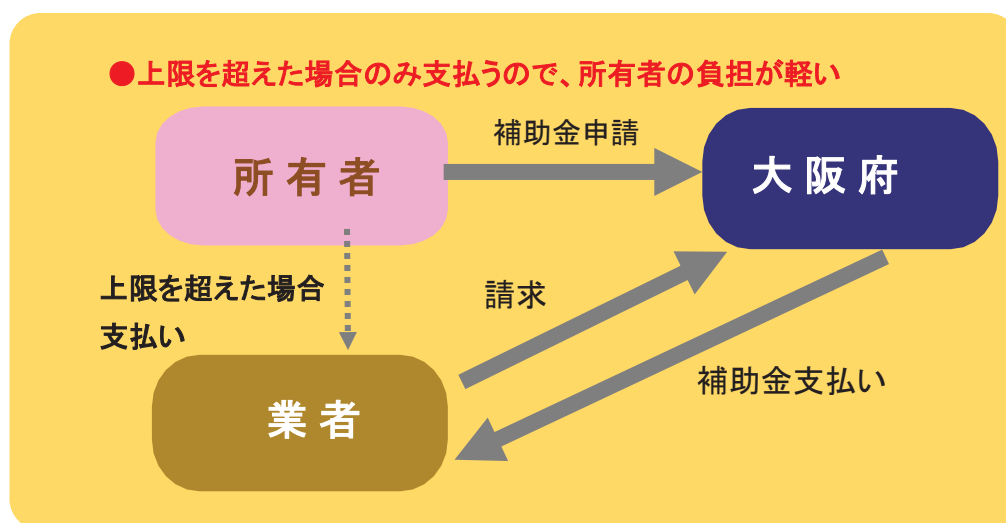
補助事業者に、電話にて意思確認を行いますので連絡先を欄外に記入願います。

◆代理受領制度

補助金は、所有者が工事等の業者に費用を支払った後に所有者へ支払われるのが原則です。

代理受領制度を用いることで、補助金分の一時負担を減らすことができます。

詳しい内容は事前相談時にご相談ください。



必須書類（記入例）

債主登録依頼票

令和 年 月 日

大阪府知事 様

補助事業者の住所・氏名
ただし、代理請求する場合は、
受任者

請求者
名称及び代表者氏名（代表者）

当方に支払われる国庫金については、下記口座に振込願いたく請求します。

補助金名	大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金
補助事業者の区分（注1）	大企業 ・ 中小企業 ・ その他
金融機関名（注2）	
支店名	
預貯金の種類	普通 ・ 当座 ・ 別段 ・ 通知
口座番号	
フリガナ（注3）	
口座名義名	請求者の名義名
所在地	〒

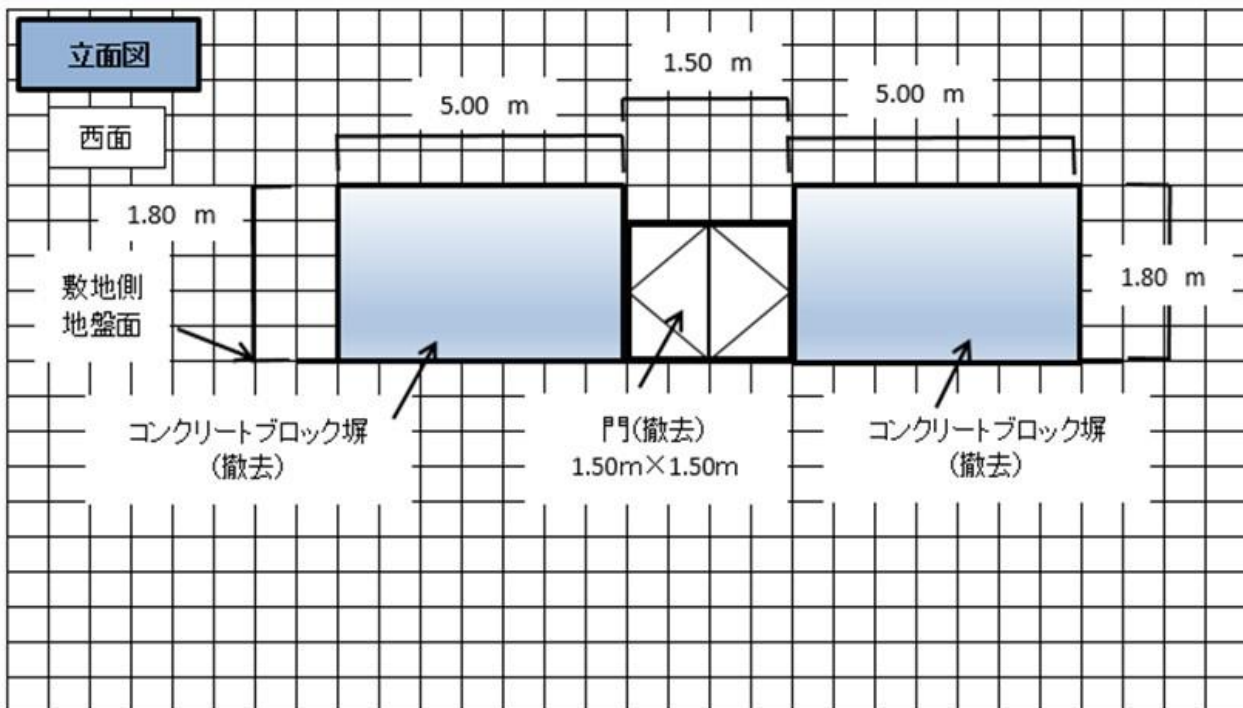
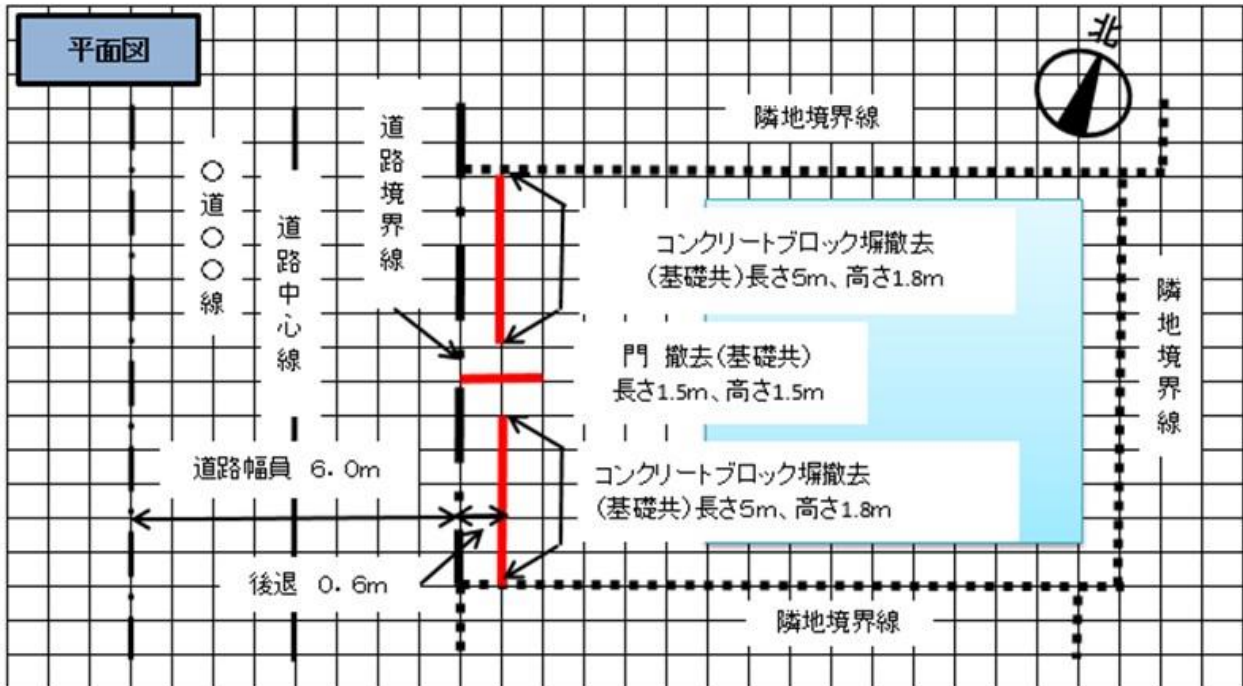
（注1）都道府県及び市町村にあっては、その他を○で囲んで下さい。

（注2）郵便局への振込は出来ません。

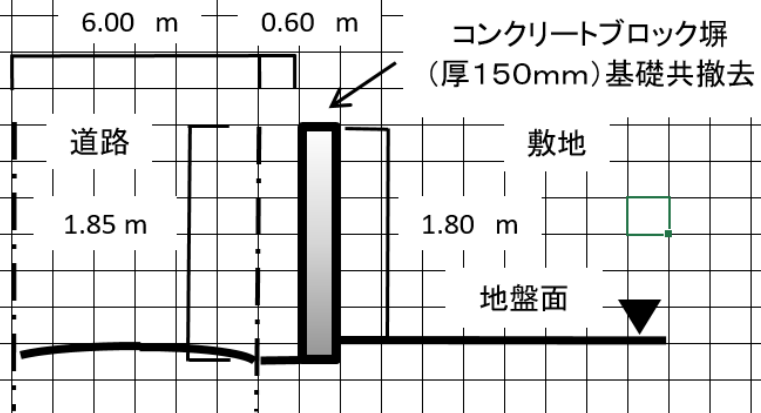
（注3）フリガナ・口座名義名は、団体名及び役職名も含め、金融機関に登録してあり
おりに正確に記載してください。フリガナは必ず記入して下さい。

【メモ】

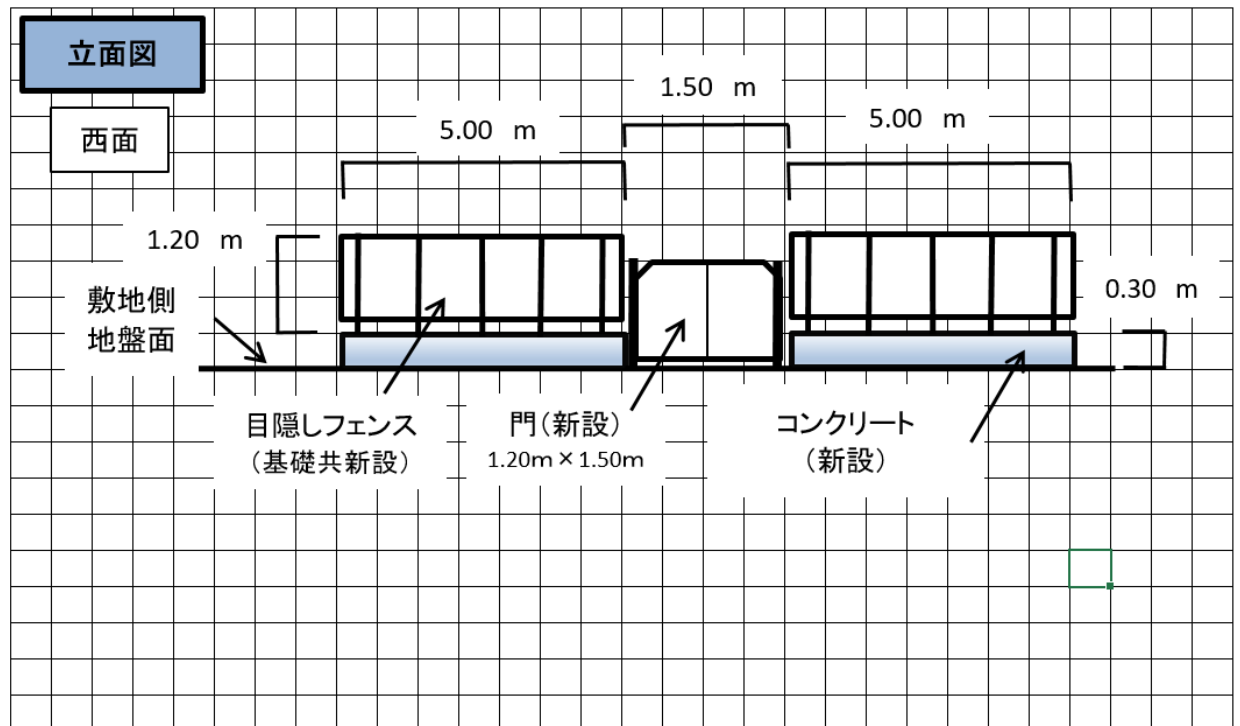
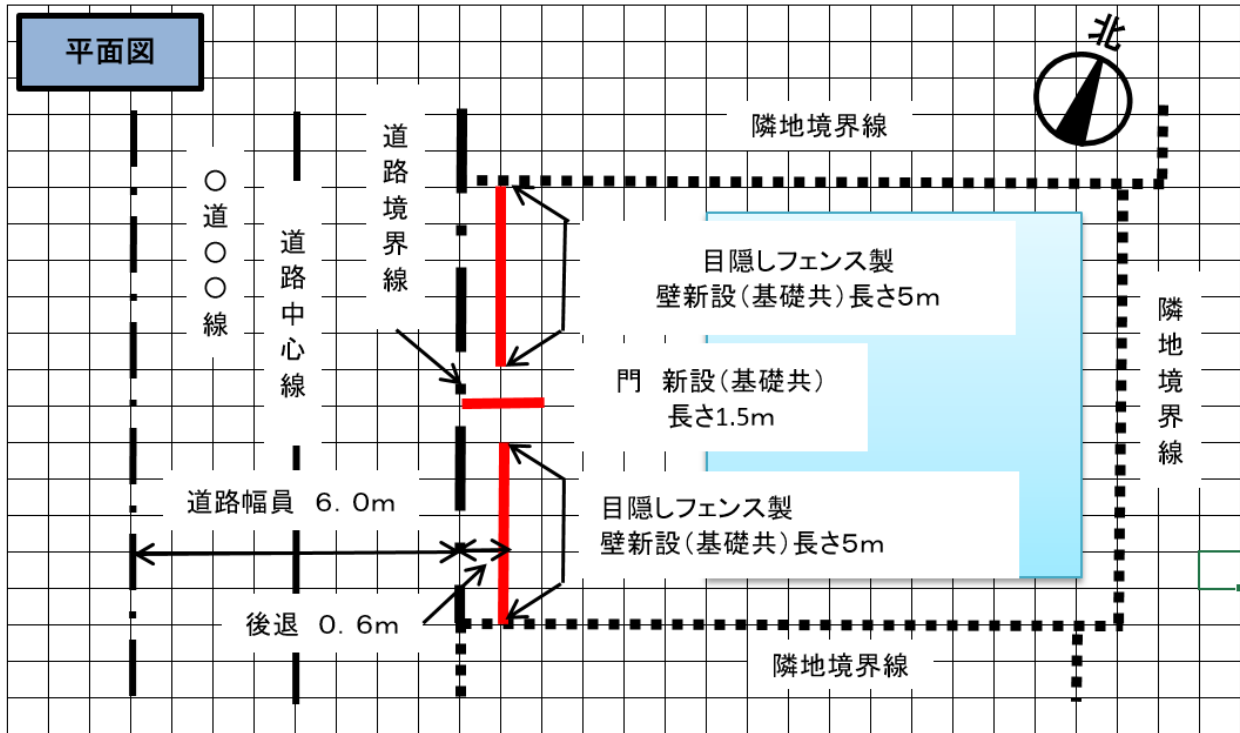
配置図・平面図・立面図・断面図〈参考〉撤去図



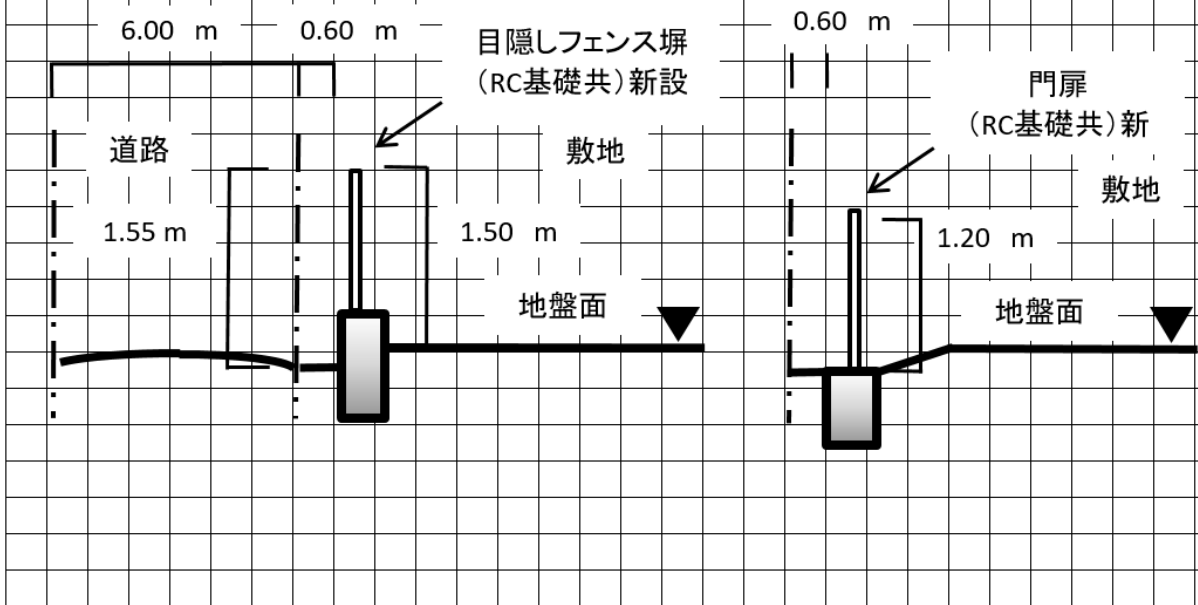
断面図



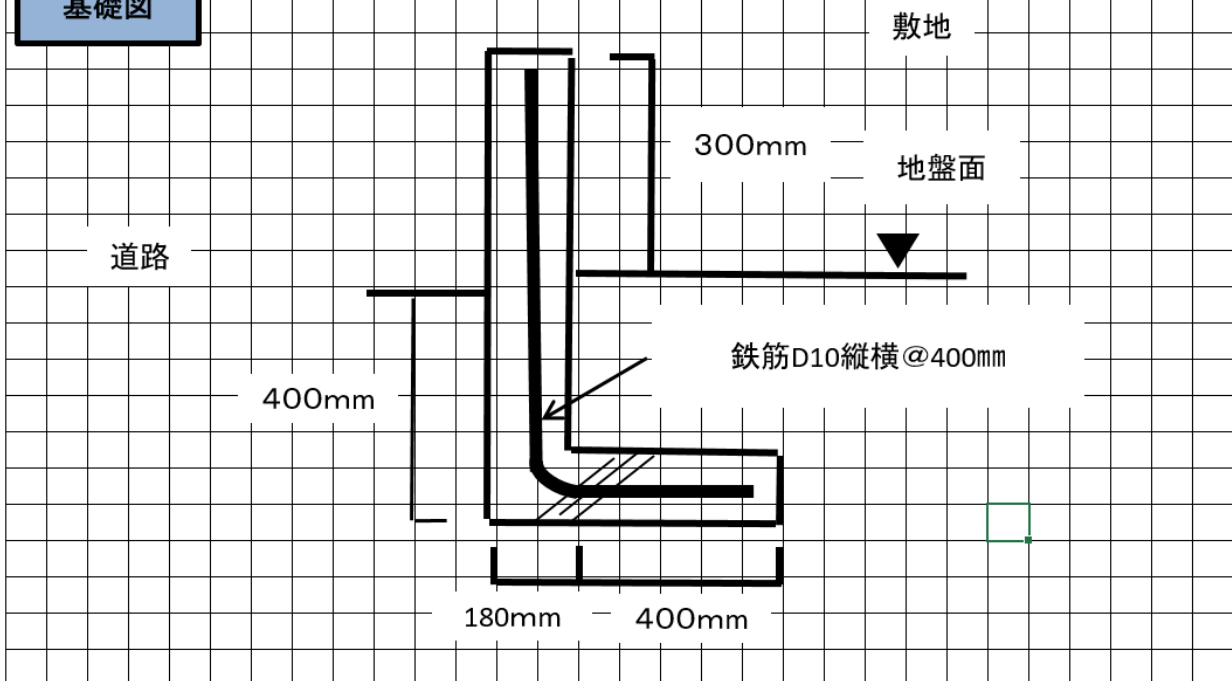
配置図・平面図・立面図・断面図〈参考〉計画図



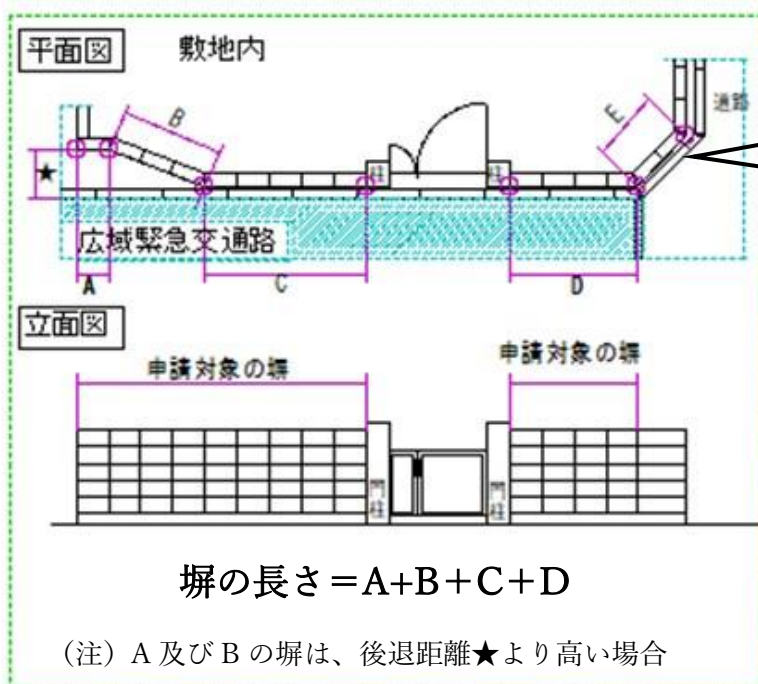
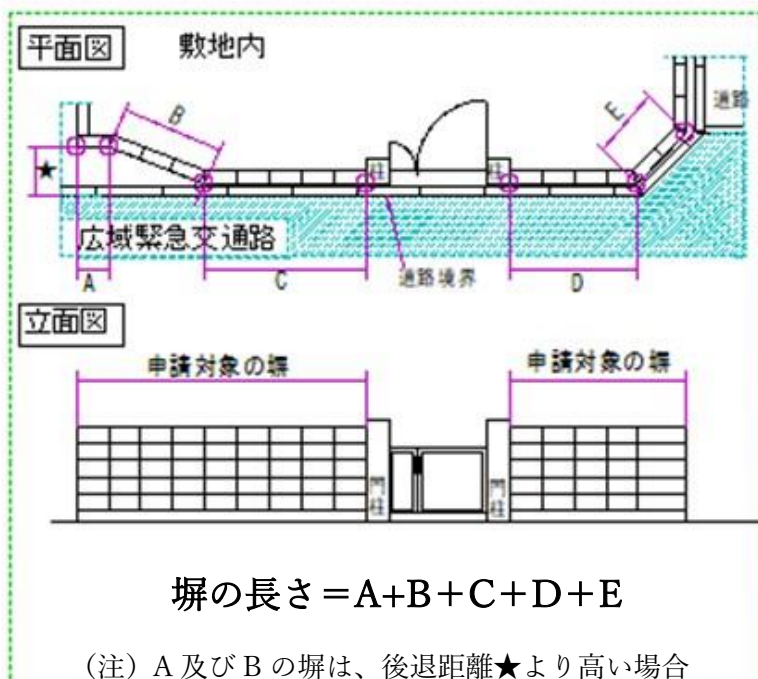
断面図



基礎図



【参考】 塀の補助対象長さについて (28 ページ)

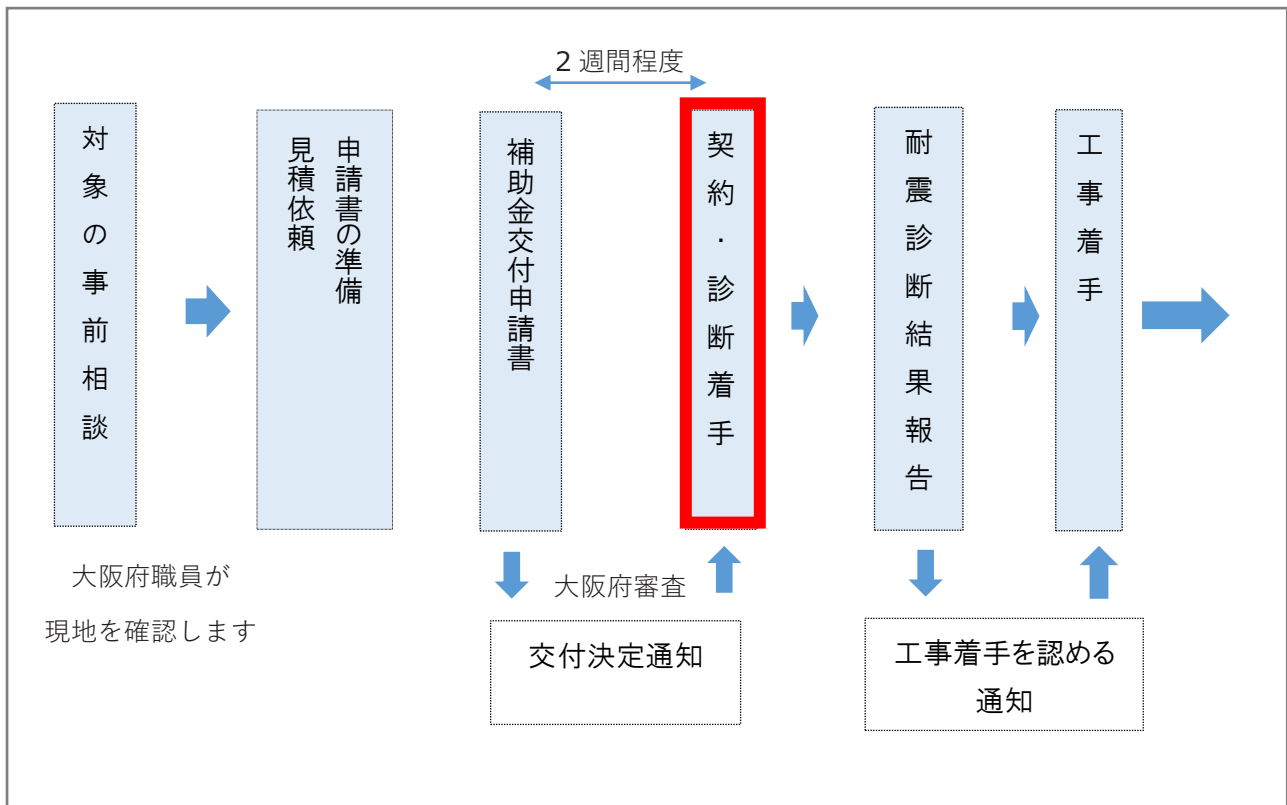


〔注〕
「広域緊急交通路」に
沿っていない。

申請する塀の長さは、広域緊急交通路に沿った塀の実長となります。

詳しくは、担当までご相談ください。

【◆B】耐震診断着手届



	書類の種類	備考（確認する内容、留意事項など）
1	着手届（様式第4号）	
2	契約書の写し	
3	工程表	
—	その他	内容に応じて適宜お願いする場合があります。

〔注〕

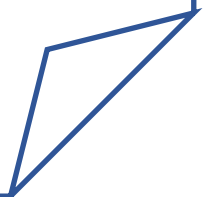
※1 契約書の写しについて

- ・ 契約日・契約金額・契約者・耐震診断の契約がわかる部分。
- ・ 補助金の交付決定通知日以降に契約。

※2 工程表について

- ・ 契約日以降の工程表の作成。

【メモ】



必須書類(記入例)

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

着手届

着手日

大阪府知事 様

1

補助事業者 住所 大阪市住之江区南港北 1-14-16
氏名 大阪 太郎

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係図書を添えて、着手届を提出します。

記

2

1 事業内容	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀		
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修		
2 補助金 交付決定番号	令和3年〇月〇日付 建防第●●●●号			
3 建築物概要	建築物の名称	大阪 太郎 宅		
	所在地	大阪市住之江区南港北 1-345		
	塀の種類	補強コンクリートブロック塀		
	塀の最高の高さ	地盤面から	1.80 m	
		道路面から	1.85 m	
	塀の長さ	10.00 m		
建築年月	昭和48年6月			
4 着手日	令和〇年〇月〇日			
5 完了予定日	令和〇年〇月〇日			
6 備考				

地名地番を
記載

『着手届』の記載要領（耐震診断時）

① 住所・氏名

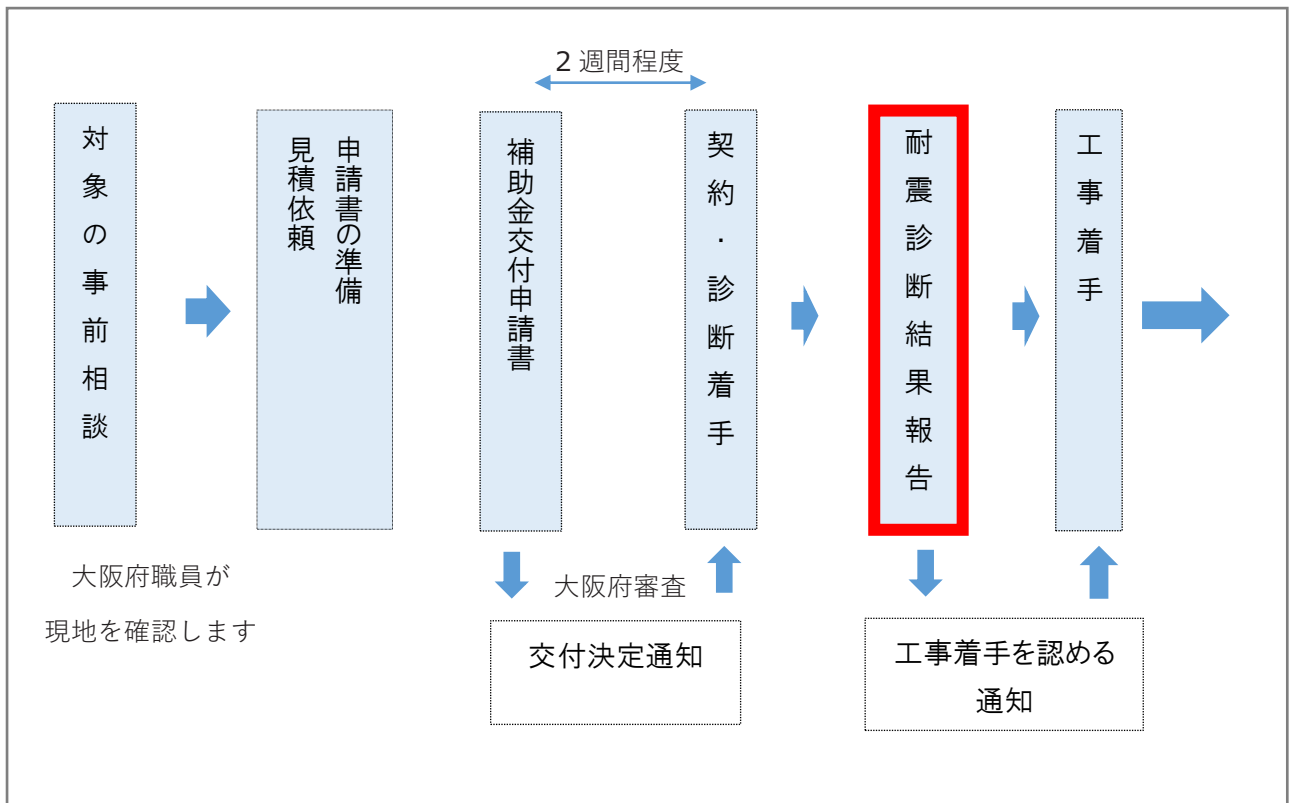
- ・ 補助金交付申請書の補助事業者と同じ

② 事業内容等

- ・ 補助金交付申請書と同じ内容を記入（着手日・完了予定日以外）。
- ・ 『2 補助金交付決定番号』は、交付決定通知書の番号を記入。
交付決定通知書の番号・日付は、【交付決定通知書例】の（A）部分です。

【交付決定通知書例】	
様式第3号（第7条関係）	A
	建防第●●●●号 令和3年○月○日
補助金交付決定通知書	
大阪 太郎 様	大阪府知事
令和●年●月●日付けで申請のあった大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付申請については、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり通知します。	
記	
1 事業内容	対象
	<input checked="" type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀

【◆C】耐震診断報告書



	書類の種類	備考（確認する内容、留意事項など）
1	耐震診断結果報告書（様式第5号）	
2	既存ブロック塀等の調査シート（様式第5号の1）	
3	構造詳細図	塀の一体性及び転倒評価を行った場合
4	構造計算書	塀の一体性及び転倒評価において詳細計算を行った場合
5	調査写真	様式第5号の1のチェック項目が判る写真
-	その他	内容に応じて適宜お願いする場合があります。

必須書類(記入例)

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

耐震診断結果報告書

提出日

大阪府知事 様

補助金交付申請書の補助
事業者と同じ

補助事業者 住所 **大阪市住之江区南港北 1-14-16**
氏名 **大阪 太郎**

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、関係図書を添えて、耐震診断結果を報告します。

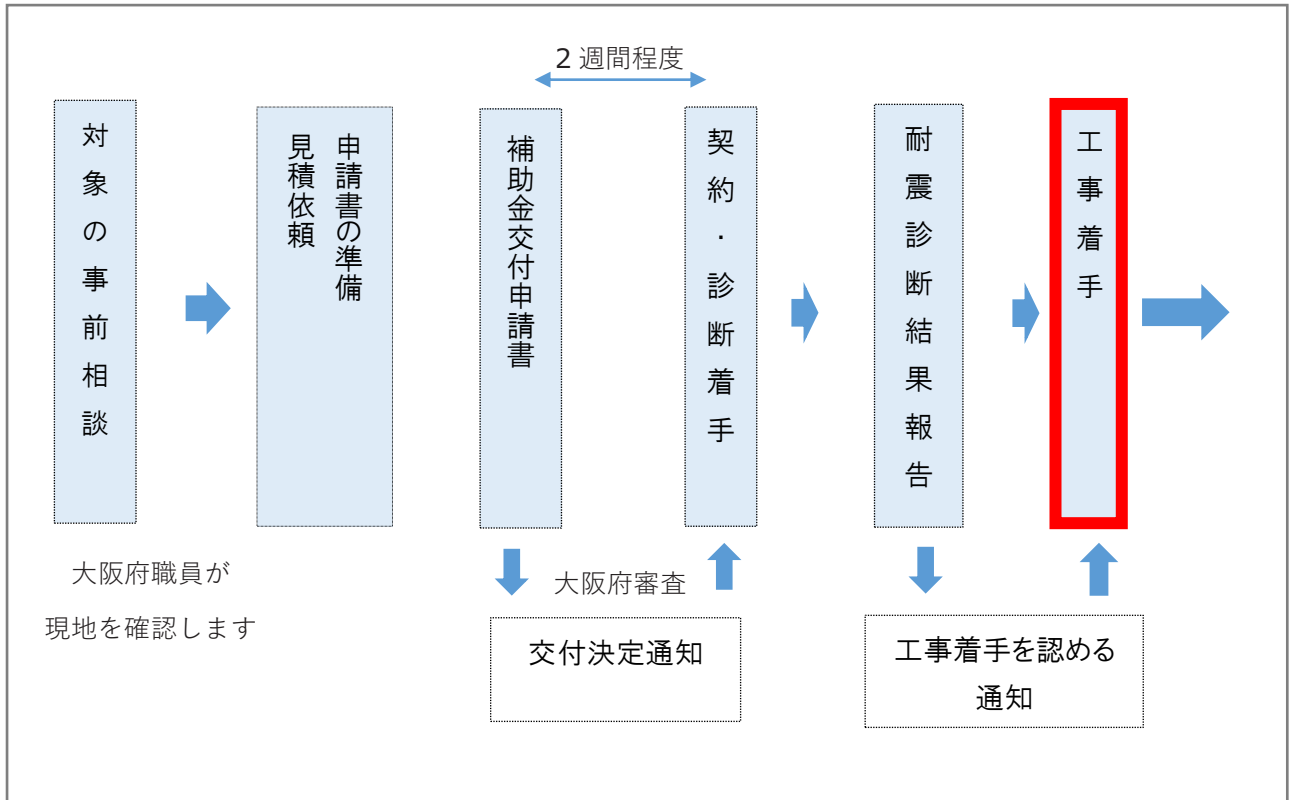
着手届と同じ内容
(変更がない場合)

記

1 事業内容	<input checked="" type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀		
2 補助金 交付決定番号	令和3年 ○月○日付 建防第●●●●号		
3 建築物概要	建築物の名称	大阪 太郎 宅	
	所在地	大阪市住之江区南港北 1-345	
	塀の種類	補強コンクリートブロック塀	
	塀の最高の高さ	地盤面から	1.80 m
		道路面から	1.85 m
	塀の長さ	10.00 m	
建築年月	昭和48年6月		
4 耐震診断結果	<input type="checkbox"/> 耐震性あり <input checked="" type="checkbox"/> 耐震性なし (判定 <input checked="" type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 撤去又は耐震改修)		
	診断者名	○○ ○○	

耐震診断の結果内容を記載

【除却・新設】工事着手届



	書類の種類	備考（確認する内容、留意事項など）
1	着手届（様式第4号）	
2	契約書の写し	※1
3	工程表	※2
—	その他	内容に応じて適宜お願いする場合があります。

〔注〕

※1 契約書の写しについて

- ・ 契約日・契約金額・契約者・施工業者・実施場所・工事内容の契約がわかる部分。
- ・ 補助金の交付決定通知日以降に契約。

※2 工程表について

- ・ 契約日以降の工程表の作成。

【メモ】

必須書類(記入例)

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

着手届

着手日

大阪府知事 様

1

補助事業者 住所 大阪市住之江区南港北 1-14-16
氏名 大阪 太郎

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係図書を添えて、着手届を提出します。

記

1 事業内容	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀		
	種別	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input checked="" type="checkbox"/> 除却 <input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修		
2 補助金 交付決定番号	令和3年〇月〇日付 建防第●●●●号			
3 建築物概要	建築物の名称	大阪 太郎 宅		
	所在地	大阪市住之江区南港北 1-345		
	塀の種類	補強コンクリートブロック塀		
	塀の最高の高さ	地盤面から	1.80 m	
		道路面から	1.85 m	
	塀の長さ	10.00 m		
建築年月	昭和48年6月			
4 着手日	令和〇年〇月〇日			
5 完了予定日	令和〇年〇月〇日			
6 備考	門扉 1.5m			

地名地番を
記載

『着手届』の記載要領（除却・新設）

① 住所・氏名

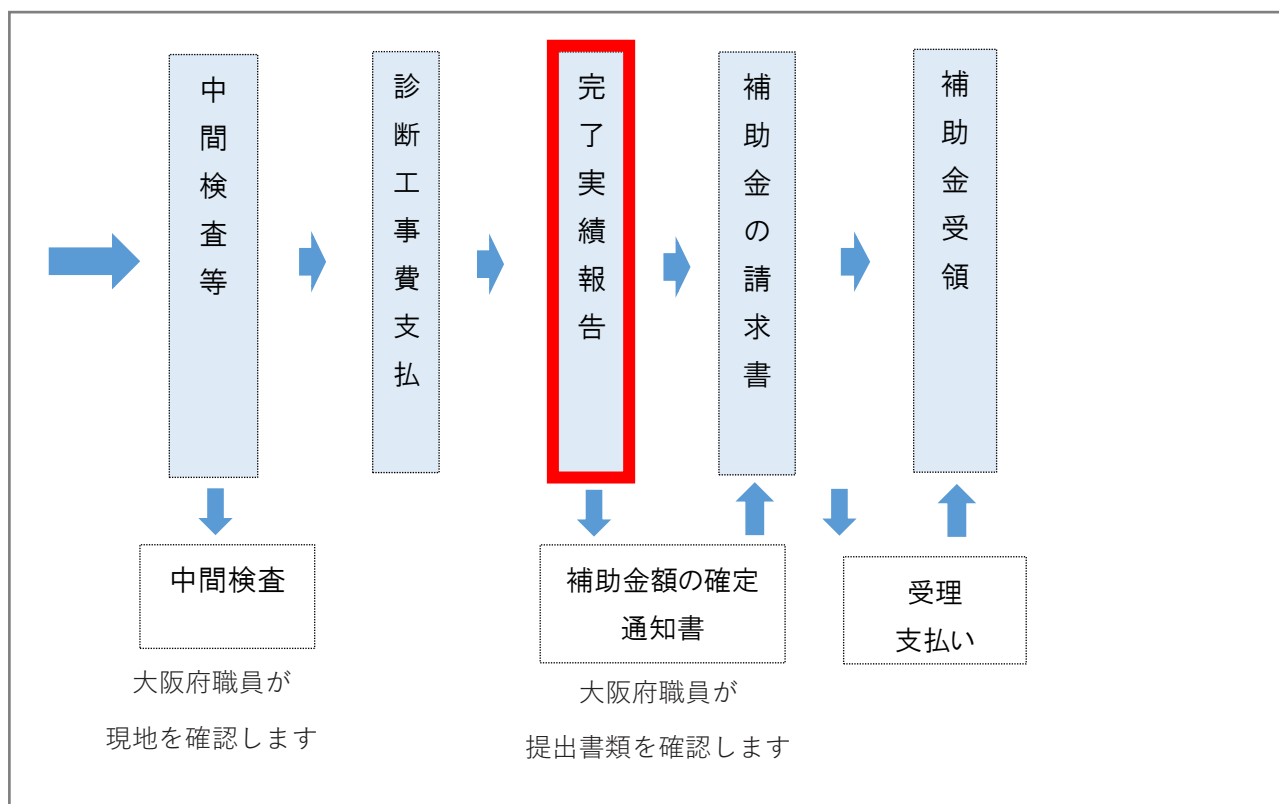
- ・ 補助金交付申請書の補助事業者と同じ

② 事業内容等

- ・ 補助金交付申請書と同じ内容を記入（着手日・完了予定日以外）。
- ・ 『2 補助金交付決定番号』は、交付決定通知書の番号を記入。
交付決定通知書の番号は、【交付決定通知書例】の（A）部分です。

【交付決定通知書例】	
様式第3号（第7条関係）	A 建防第●●●●号 令和3年○月○日
補助金交付決定通知書	
大阪 太郎 様	大阪府知事
令和●年●月●日付けで申請のあった大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付申請については、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり通知します。	
記	
1 事業内容	対象 <input checked="" type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀

【◆D】 完了実績報告書



	書類の種類	備考（確認する内容、留意事項など）
1	完了実績報告書（様式第 12 号）	
2	耐震診断・除却・新設費要明細書（写）	見積書でも可
3	耐震診断・除却・新設費用を証する書類（領収書（写））	
4	工事写真	着手前、中間時、完了時 （図面の寸法がわかる写真）
-	その他	内容に応じて適宜お願いする場合があります。

必須書類(記入例)

様式第 12 号 (第 15 条関係)

年 月 日

完了実績報告書

提出日

大阪府知事 様

補助金交付申請書の補助
事業者と同じ

補助事業者 住所大阪市住之江区南港北 1-14-16
氏名 大阪 太郎

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、
関係図書を添えて、完了実績報告書を提出します。

着手届と同じ内容
(変更がない場合)

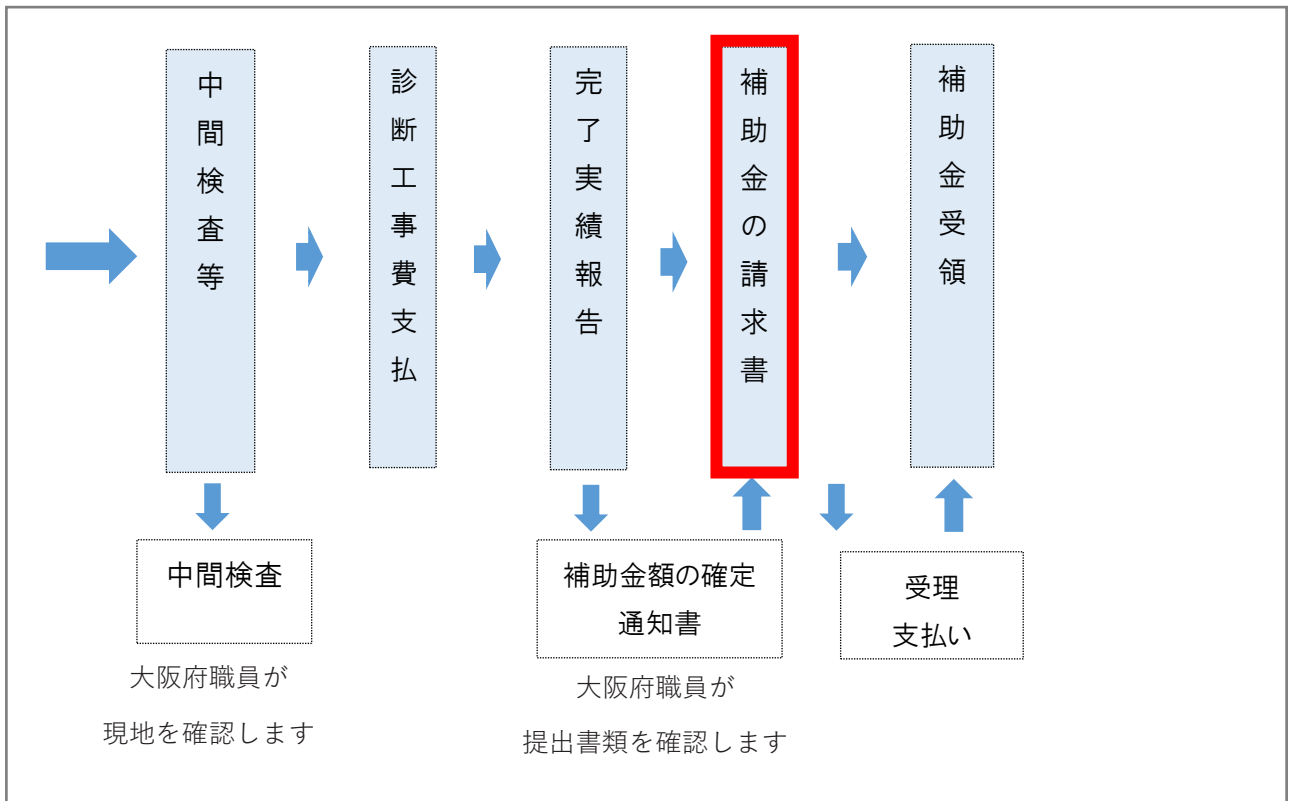
記

1 事業内容	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀		
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 耐震診断 <input checked="" type="checkbox"/> 除却 <input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修		
2 補助金 交付決定番号	令和 3 年 ○ 月 ○ 日付 建防第 ●●●● 号			
3 交付決定金額及び 精算補助金額	交付決定金額	¥ 719,000 円		
	精算補助金額	¥ 719,000 円		
4 建築物概要	建築物の名称	大阪 太郎 宅		
	所在地	大阪市住之江区南港北 1 - 345		
	塀の種類	補強コンクリートブロック塀		
	塀の最高の高さ	地盤面から	1. 8 0 m	
		道路面から	1. 8 5 m	
	塀の長さ	1 0. 0 0 m		
建築年月	昭和 4 8 年 6 月			
5 完了日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日			
6 備考	事業完了日を記入			

補助金交付
決定通書の
決定額を記入

【メモ】

【◆E】 補助金の請求



	書類の種類	備考（確認する内容、留意事項など）
1	補助金請求書（様式第 14 号）	
2	代理請求及び代理受領委任状（様式第 16 号）	代理請求する場合
－	その他	内容に応じて適宜お願いする場合があります。

必須書類(記入例)

様式第 14 号 (第 18 条関係)

補助金請求書

1

年 月 日

提出日

大阪府知事 様

2

補助事業者 住所 大阪市住之江区南港北 1-14-16
 又は耐震事業者 氏名 大阪 太郎

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第 18 条の規定により、補助金請求書を提出します。

記

3

1 事業内容	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 耐震診断 <input checked="" type="checkbox"/> 除却 <input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修
2 補助金の額の確定通知番号	令和 3 年 ● 月 ● 日付 建防第 ◆◆◆◆ 号	
3 請求金額	¥719,000 円	

4 支払金口座振替依頼書

振 込 口 座							
振込先 金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協						
店名	本店・支店						
口座番号						口座種別	普通 ・ 当座
口座名義人 (フリガナ)							

※金融機関・店名・口座番号は、該当のものを○で囲んでください。

4

『補助金請求書』の記載要領

- ① 日付
 - ・ 提出日（補助金額の確定通知書が届いてから提出）
- ② 住所・氏名
 - ・ 補助金交付申請書と同じ補助事業者
 もしくは、代理受領制度を活用している場合は、受任者（耐震事業者）を記入
- ③ 業概要等
 - ・ 補助金確定通知書の記載内容を記入
- ④ 支払金口座振替依頼書
 - ・ 補助金申請時に提出した債主登録依頼表の同じ口座を記入

【補助金確定通知書 例】

様式第13号（第17条関係）

建防第 ●●●● 号
 令和3年 ●月 ●日

補助金額確定通知書

大阪 太郎 様 大阪府知事

令和3年○月○日 付で実績報告のあった下記ブロック塀等について、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を決定しましたので通知します。

記

1 事業内容	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適合ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適合ブロック塀
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 耐震診断/ <input type="checkbox"/> 除却/ <input type="checkbox"/> 新設/ <input type="checkbox"/> 耐震改修
2 補助金 交付決定番号	令和3年○月○日 付 建防第●●●●号	
3 確定額	交付決定金額	¥719,000円
	交付済補助金額	¥0円
	確定補助金額	¥719,000円

代理請求する場合のみ必要(記入例)

様式第 16 号 (第 18 条関係)

年 月 日

代理請求及び代理受領委任状

委任した日を記入

大阪府知事 様

補助金交付申請書の補助
事業者と同じ

補助事業者 住所大阪府住之江区南港北 1-14-16
氏名 大阪 太郎

私は、下記補助金の交付請求及び受領について、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定により、委任します。

記

事業内容	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 耐震診断 <input checked="" type="checkbox"/> 除却 <input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修
建築物の名称	大阪 太郎 宅	
所在地	大阪府住之江区南港北 1-345	
塀の種類	補強コンクリートブロック塀	
補助金交付決定番号	令和 3 年 ● 月 ● 日付 建防第 ◆◆◆◆ 号	
確定補助金額	¥719,000 円	

上記権限の委任を受けることを承諾します。

受任者(耐震事業者)

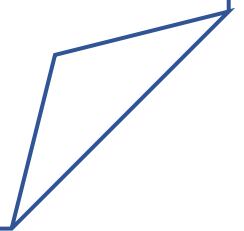
住所
名称
代表者氏名

耐震業者〔耐震診断・除却等を行う
事業者〕の住所・名称・代表者

※補助事業者(管理組合の場合は理事長)の本人確認が必要です。

補助事業者に、電話等にて意思確認を行います。

【メモ】





都市整備部事業調整室 都市防災課 耐震グループ